

建設業法施行令の改正による一級建築士「施工」教材の訂正等

2023年2月5日

2023年目標 TAC建築士講座

令和5年1月1日施行で建設業法施行令が改正されましたので、下記のとおり「施工」教材の訂正をお願いいたします。
 なお、「法規」教材の訂正については、別途ご案内いたします。

日付	頁	内容															
		<p>次表のように訂正してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置条件</th> <th>おもな職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)</td> <td rowspan="2">工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。</td> </tr> <tr> <td>監理技術者</td> <td>特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。</td> </tr> </tbody> </table>		配置条件	おもな職務内容	主任技術者	建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)	工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。	監理技術者	特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、 4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では 6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。							
	配置条件	おもな職務内容															
主任技術者	建設業者が請け負った建設工事を施工する場合。 (元請、下請、請負代金の額にかかわらず、原則として、工事現場に配置する。)	工事全体の施工管理、その他の技術上の管理、労働者の技術上の指導監督。															
監理技術者	特定建設業者(※)が、元請として直接工事を請け負った場合で、その工事のうち、 4,000万円以上 7,000万円以上 (建築一式工事では 6,000万円以上 4,500万円以上)を下請に請け負わず場合、主任技術者に代えて置く。																
2/5	テキスト P18 25行目図	<p>右図のように訂正してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築一式工事以外 (防水工事等の専門工事業)</th> <th>建築一式工事 (建築工事業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)</td> <td>下請代金 4,000万円 4,500</td> <td>下請代金 6,000万円 7,000</td> </tr> <tr> <td>③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)</td> <td>請負代金 3,500万円 4,000</td> <td>請負代金 7,000万円 8,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>監理技術者が読む専</p>		建築一式工事以外 (防水工事等の専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)	① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)			② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000万円 4,500	下請代金 6,000万円 7,000	③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)			現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 3,500万円 4,000	請負代金 7,000万円 8,000
	建築一式工事以外 (防水工事等の専門工事業)	建築一式工事 (建築工事業)															
① 特定建設業の許可 (業法3条1項、6項)																	
② 監理技術者の配置要件等 (業法26条2項)	下請代金 4,000万円 4,500	下請代金 6,000万円 7,000															
③ 施工体制台帳の作成・備置 ④ 施工体系図の作成・掲示 (業法24条の8)																	
現場に専任の主任技術者or 監理技術者の配置要件 (業法26条3項:原則)	請負代金 3,500万円 4,000	請負代金 7,000万円 8,000															
	テキスト P22 15行目図	<p>右図のように訂正してください。</p> <p>発注者</p> <p>元請 A社</p> <p>下請 B社 下請 C社 下請 D社</p> <p>7,000 下請に発注する合計金額</p> <p>【建築一式工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 6,000万円未満 → A社は一般建設業の許可でOK 主任技術者でOK ● 6,000万円以上 → A社は特定建設業の許可が必要 監理技術者が必要 <p>7,000</p> <p>特定建設業の許可</p>															

次ページに続く

2/5	テキストP452 付録19	<p>次表のように訂正してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">監理技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。 4,500 下請契約の請負代金の額が 4,000 7,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 </td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>特例 監理技術者</td> <td>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</td> </tr> <tr> <td>監理技術者 補佐</td> <td>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。 4,500 下請契約の請負代金の額が 4,000 7,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 	<table border="1"> <tr> <td>特例 監理技術者</td> <td>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</td> </tr> <tr> <td>監理技術者 補佐</td> <td>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</td> </tr> </table>	特例 監理技術者	監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。	監理技術者 補佐	2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。
	監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者の上位技術者。 4,500 下請契約の請負代金の額が 4,000 7,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上の場合に、元請業者が主任技術者に代わる上位技術者として置かなければならない技術者。 下請業者を適切に指導、監督するという総合的な役割をもつ。 							
<table border="1"> <tr> <td>特例 監理技術者</td> <td>監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。</td> </tr> <tr> <td>監理技術者 補佐</td> <td>2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。</td> </tr> </table>		特例 監理技術者	監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。	監理技術者 補佐	2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。				
特例 監理技術者	監理技術者補佐を工事現場に専任で置くことにより、2つの工事現場を兼任する特例を受けている監理技術者。								
監理技術者 補佐	2つの工事現場を兼任する特例監理技術者を補佐する者。工事現場に専任で置かなければならない。								
	テキストP454 付録19	【5ページの※1を切り貼りしてください】							

日付	頁	誤	正
2/5	テキスト P18 19～20行目	請負代金が <u>3,500</u> 万円以上（建築一式工事では <u>7,000</u> 万円以上）	請負代金が 4,000 万円以上（建築一式工事では 8,000 万円以上）
	テキスト P19 11行目	下請代金の合計が <u>3,500</u> 万円未満	下請代金の合計が 4,000 万円未満
	テキスト P22 17～18行目 34～35行目	<u>4,000</u> 万円以上（建築一式工事では <u>6,000</u> 万円以上）	4,500 万円以上（建築一式工事では 7,000 万円以上）
	テキスト P96 28行目	●60%以下とする。（混合セメントB種と同じ）	●60%以下とする。 （左記の下線部を削除）
	テキストP111 23行目図	<p>梁(断面)</p>	<p>梁(断面)</p>
	テキストP397 28行目	(7) <u>着系</u> アンカーの固着作業	(7) 接着系 アンカーの固着作業
	テキストP399 22～26行目 (図を含む)	② 機械的な接合 (1) 既存躯体の… (2) 新設壁の…	② 溶接継手による接合 (1) 既存躯体の表面を研 ^は って鉄筋を露出させ、新設壁の増設鉄筋を既設鉄筋に溶接する。 【7ページの※2を切り貼りしてください】
	問題集 P 5 肢3 解説	2行目 <u>6,000</u> 万円	7,000 万円
	問題集 P25 肢3 解説	7行目 <u>6,000</u> 万円	7,000 万円
	問題集 P32 肢4 問題	2行目 <u>7,000</u> 万円	8,000 万円

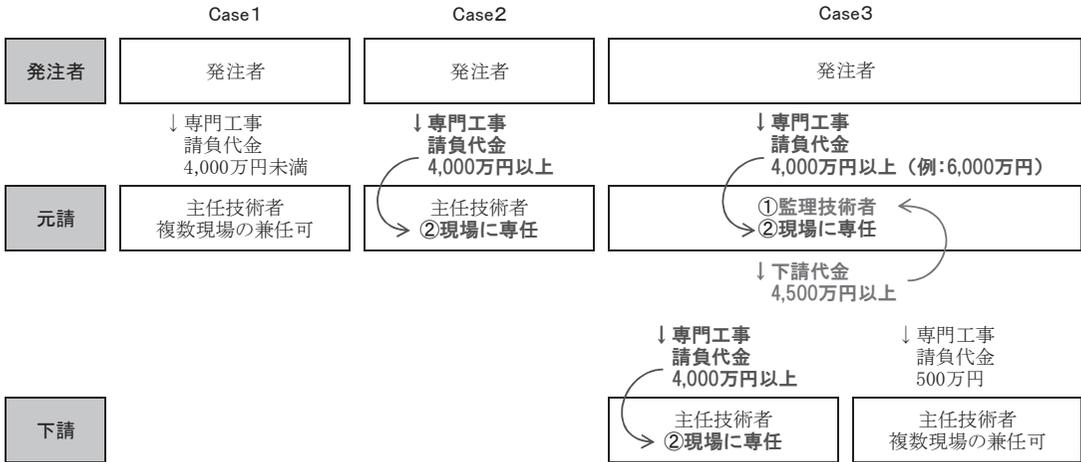
次ページに続く

2/5	問題集 P33 肢3 解説	2行目 6,000万円	7,000万円
	問題集 P33 肢4 解説	1行目 6,000万円	7,000万円
		5行目、9行目、10行目 7,000万円	8,000万円
	問題集 P34 肢2 問題	12行目 6,000万円	7,000万円
		2行目 6,000万円	7,000万円
	問題集 P35 肢2 解説	1行目 6,000万円	7,000万円
		5行目 7,000万円	8,000万円
	問題集 P40 肢3 問題	1行目 7,000万円	8,000万円
	問題集 P41 肢3 解説	1行目 7,000万円	8,000万円
	問題集 P345 肢2 問題	2行目 2㎡/人以内とした。	3㎡/人以内とした。
	問題集 P436 肢3 問題	3. 鉄筋コンクリートの増打ち耐震壁の増設工事において、増設壁の鉄筋の既存柱への定着は、既存柱を研って露出させた柱主筋に、増設壁の鉄筋端部を135度に折り曲げたフックをかけた。	3. 鉄筋コンクリートの増打ち耐震壁の増設工事において、増設壁の鉄筋の既存柱への定着は、既存柱を研って露出させた柱帯筋に、増設壁の鉄筋を溶接した。
	問題集 P437 肢3 解説	【7ページの※3を切り貼りしてください】	
	問題集 P537 肢2 解説	4行目 6,000万円	7,000万円
	1問1答 P246 No. 780 問題	鉄筋コンクリートの増打ち耐震壁の増設工事において、増設壁の鉄筋の既存柱への定着は、既存柱を研って露出させた柱主筋に、増設壁の鉄筋端部を135度に折り曲げたフックをかけた。	鉄筋コンクリートの増打ち耐震壁の増設工事において、増設壁の鉄筋の既存柱への定着は、既存柱を研って露出させた柱帯筋に、増設壁の鉄筋を溶接した。
1問1答 P247 No. 780 解説	鉄筋コンクリート造の耐力壁の増設工事において、既存躯体をはつり、鉄筋を露出させ、フックを設けた新設壁の鉄筋を既存躯体の鉄筋に定着する機械的な接合法とする場合、新設壁の鉄筋端部は、135°以上に折り曲げたフックとするか、溶接にて定着する。	鉄筋コンクリート造の耐力壁の増設工事において、既存躯体をはつり、鉄筋を露出させ、新設壁の鉄筋を既存躯体の鉄筋に溶接する。	

以上のとおり、訂正をお願いいたします。

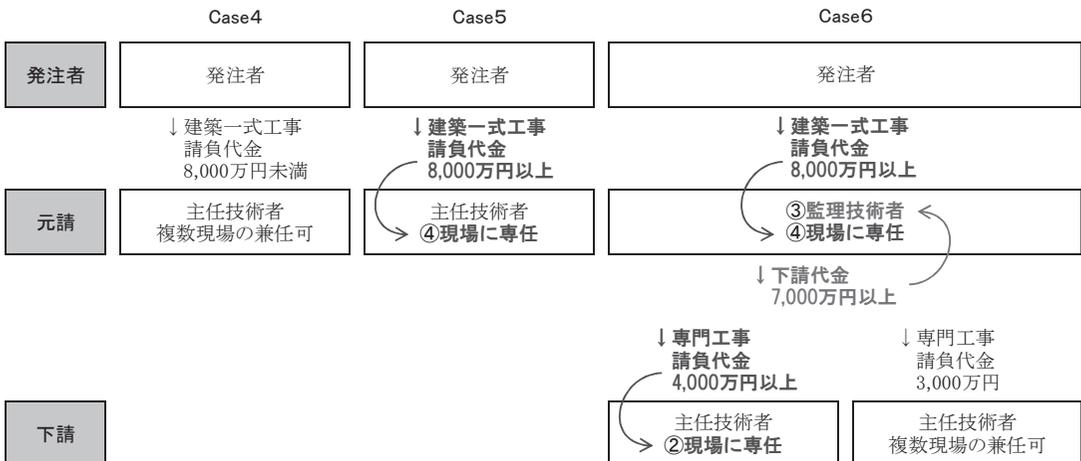
建築一式工事以外(専門工事)

- ① 発注者から「防水工事」を直接請け負った特定建設業者(※)は、下請契約の請負代金の額の総額が4,500万円以上になる場合においては、主任技術者に代えて**監理技術者**を置かなければならない。(業法26条2項)(※特定建設業の許可を受けた者)
- ② 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設に関する「防水工事」で、工事1件の請負代金の額が**4,000万円以上**になる場合においては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、**専任**の者でなければならない。(業法26条3項)



建築一式工事

- ③ 発注者から「建築一式工事」を直接請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額の総額が7,000万円以上になる場合においては、主任技術者に代えて**監理技術者**を置かなければならない。(業法26条2項)
- ④ 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設に関する「建築一式工事」で、工事1件の請負代金の額が**8,000万円以上**になる場合においては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、**専任**の者でなければならない。(業法26条3項)



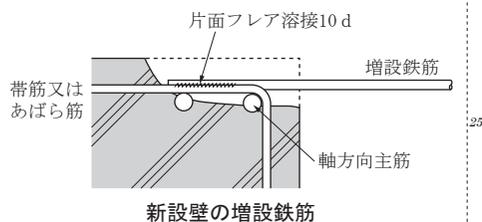
★ Point ★

- (1) **監理技術者**を置く必要があるのは、
 ① 専門工事を元請し、4,500万円以上を下請に出す**元請業者**、又は、
 ② 建築一式工事を元請し、7,000万円以上を下請に出す**元請業者**である。
 ・ 下請業者は監理技術者を置く必要はない。
 ・ 元請業者がどんなに多額で請け負ったとしても、下請に出さなければ主任技術者でよい。
- (2) 現場に**専任**の技術者を置く規定は、元請業者、下請業者に関わらず適用される。

※2 テキストへの切り貼り用

② 溶接継手による接合

- (1) 既存躯体の表面を研^{はつ}って鉄筋を露出させ、新設壁の増設鉄筋を既設鉄筋に溶接する。



2122 2422 R0322

※3 問題集への切り貼り用

3. 適当。鉄筋コンクリート造の耐力壁の増設工事において、既存躯体を研^{はつ}り、鉄筋を露出させ、新設壁の鉄筋を既存躯体の鉄筋に溶接する(建築改修工事監理指針)。

